

広報動画制作業務委託 審査要領

1. 審査の対象事業者

次に掲げる事項全てに該当する事業者

- (1) 四日市市入札参加資格者名簿に登録または登録予定であること。なお、登録業種は、「広告代理・企画」とする。〔未登録または、登録業種が異なる場合は、プロポーザル審査実施時までに、市が指定する書類を提出するとともに、三重県市町総合事務組合 (<http://shichosogomie.jp/buppin.html>) で、登録手続を済ませること〕
- (2) 実施要領の公表の日から受託候補者の特定の日まで、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準（平成 21 年 6 月 1 日施行）の規定による入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 映像制作に携わった実績を有していること。

2. 審査委員会

- (1) 日時
令和 7 年 5 月 30 日（金）
- (2) 場所
市役所 6 階 本部員会議室
- (3) 審査形式
プレゼンテーション及びヒアリング

3. 審査の方法

最適な事業者を選定するため、各提案事業者が提出した企画提案書及びプレゼンテーション等の内容について、提案上限内の見積価格で提案した者のうち、審査委員会が審査基準に基づき評価し、評価が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

【審査】

- ・プレゼンテーション 20 分。質疑応答 20 分とする。
- ・提案事業者側の出席者は 3 人以内とし、質問に適切に対応できる担当者が回答すること。
- ・パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、事前に市に連絡し、機材等は原則、事業者で準備すること。

※プレゼンテーション・質疑応答の方法や時間配分は、変更する場合がある。

4. 審査基準

審査項目、審査の視点及び配点は下表のとおりとし、企画提案内容を評価し評価点を与える。

評価点の満点は100点、審査員5名の合計500点とする。

なお、評価点合計の60%を基準点とし、基準点に審査委員数を乗じた合計300点に満たない場合は失格とする。